

## 公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構 水質保全研究助成要綱

### (目的)

第1条 本要綱は、公益財団法人 琵琶湖・淀川水質保全機構（以下、「機構」という。）が実施する調査研究と相まって、水質保全の課題解明や対策手法等の研究を助成し、琵琶湖・淀川流域の水質保全の課題解決に資することを目的とする。

### (助成対象研究)

第2条 機構が実施する調査研究と相まって、水質保全の課題解明や対策手法等に関するものであり、機構が別に示す内容を満足する研究を助成対象とする。

### (助成対象団体)

第3条 次のいずれかに該当する団体を助成対象とする。

- (1) 大学または大学付属の研究機関
- (2) その他の研究機関等（営利を目的としない、特殊法人、公益法人、公共機関等に所属する場合に限る）

### (助成金額)

第4条 1件についての助成限度額は年度当たり80万円とする。ただし、研究の内容が本助成の目的である琵琶湖・淀川流域の水質保全の課題解決に特に効果があり、社会的な貢献度が高いと機構が認めた場合は、年度当たり200万円を限度として増額することができる。

### (助成対象経費)

第5条 助成対象経費は、原則として助成対象となる研究に直接必要な経費とする。

### (助成期間)

第6条 助成期間は、原則として単年度とする。ただし、研究内容により1年以上の実施期間が必要と機構が認めた場合は、最長3年まで助成することができる。

### (助成の申請)

第7条 助成の交付を受けようとする団体は、機構が別に指示する様式による助成申請書を定められた期日までに機構に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第8条 前条の規定による申請があった時は、別に定める水質保全研究助成選考委員会の選考により、助成金を交付する団体の決定を行うものとする。

2 機構は、前項の交付の決定があった時は、申請者に交付（不交付）決定通知を行うものとする。

3 機構は、前項の決定通知をする時は、助成の目的を達成するために必要な条件を付することができるものとする。

(請書の提出および辞退)

第9条 前条の交付決定を受けた団体（以降、「助成団体」と言う。）は、速やかに機構が別に指示する様式による請書を提出しなければならない。

2 助成団体は、助成の交付を辞退する場合は、速やかに機構に辞退届を提出しなければならない。

(助成金の支給)

第10条 助成団体は、機構が別に指示する手続きを行った後、助成金の支給を受けることができる。機構は、助成団体との協議により、寄付という形で支給することができる。

(変更および中止)

第11条 交付決定後は、助成を受ける研究（以降、「助成研究」と言う。）の内容の変更は原則としてできないものとする。ただし、機構の承諾を得た場合はこの限りではない。

2 所定の期間に助成研究が完了しない場合は、機構の承諾を得て期間を延長すると共に助成金を翌年度に繰り越すことができるものとする。

3 助成研究の継続が困難になり成果を収められない場合は、機構の承諾を得て助成金を精算の上、中止することができるものとする。

(成果の報告)

第12条 助成団体は、助成研究が終了した時は、速やかに研究成果報告書を作成の上、機構に成果の報告をしなければならない。

2 助成研究が複数年度にまたがる場合は、助成団体は、助成年度ごと

に当該年度までの報告書（中間報告書）を作成の上、機構に報告をしなければならない。

- 3 機構は、前2項の成果の報告を受けた場合は、成果の確認を行うものとする。
- 4 原則として、年度末に成果報告会を公開で行うものとする。

（成果の帰属）

第13条 助成研究の成果については、他に定めのない限り助成団体に帰属するものとする。

- 2 機構は、前項の規定に関わらず、研究成果報告書を保有すると共に、成果を公表できるものとする。

（状況の報告）

第14条 機構は、必要に応じ助成団体から助成研究の遂行状況、その他助成金の執行に関し、必要な事項について報告を求めることができる。

- 2 前項による状況の報告の確認の結果、機構が継続して助成する必要がないと判断した場合は、交付の決定の全部または一部を取り消し、またはその決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができるものとする。

（助成金の精算）

第15条 助成団体は、助成研究が終了した時は、当該研究の実施に要した費用の精算報告をしなければならない。

- 2 機構は、前項の精算報告を受けた場合は、助成金の執行状況を確認し精算額の確定を行うものとする。
- 3 前項による精算額が助成交付決定額に満たない場合は、差額を機構に返金するものとする。

（助成金の執行状況の報告）

第16条 助成研究が複数年度にまたがる場合は、助成団体は、年度末に当該年度の助成金の執行状況を報告しなければならない。

（特許の出願）

第17条 助成団体は、助成対象となる研究の成果に関して特許等の出願をした場合は、その写しを添えて、機構にその旨を届け出なければならない。

(助成である旨の表示)

第18条 助成団体は、助成研究を実施する場合および研究成果を公表する場合は、機構から助成を受けた旨を表示しなければならない。

(交付決定の取り消し等)

第19条 次の各号に該当した場合は、機構は、助成団体に対し、助成の交付決定の取り消しまたは助成金の減額ならびに返金を求めることができるものとする。

- (1) 第12条による成果の報告がされない場合
- (2) 第12条により報告された成果が申請に対して不十分な場合
- (3) 第14条第2項による交付決定の取り消しの場合
- (4) 助成金の使途が申請と著しく異なる場合
- (5) その他本要綱および機構の指示に違反した場合

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成21年2月25日より施行する。

この要綱は、平成22年1月8日より施行する。

この要綱は、平成25年1月21日より施行する。